

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美市は医療費助成事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香美市長

公表日

令和8年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療費助成事務
②事務の概要	「香美市福祉医療費助成に関する条例」、「香美市福祉医療費助成に関する条例施行規則」、「香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例」、「香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則」、「母子保健法」、「香美市養育医療給付の実施に関する取扱要綱」および「香美市未熟児養育事業実施要綱」に基づき、対象者に医療給付事務等を行う。特定個人情報は次の事務に使用している。 ①資格認定事務 ②給付事務
③システムの名称	福祉総合システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
医療費助成事務ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香美市総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香美市福祉事務所 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3117
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底しており、郵送する際は宛先等に誤りがないか慎重に確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div>
判断の根拠	<p>アクセス可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって最小限に限定していることから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 市民保険課長 高橋 由美	②所属長 市民保険課長 植田 佐智	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 市民保険課長 植田 佐智	②所属長 市民保険課長	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	IV リスク対策 1～9	—	各項目追加による記載	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令の条項号ズレによる変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「香美市福祉医療費助成に関する条例」、「香美市福祉医療費助成に関する条例施行規則」および「香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例」、「香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則」に基づき、対象者に医療給付事務等を行う。特定個人情報は次の事務に使用している。 ①資格認定事務 ②給付事務	「香美市福祉医療費助成に関する条例」、「香美市福祉医療費助成に関する条例施行規則」および「香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例」、「香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則」「母子保健法」「香美市養育医療給付の実施に関する取扱要綱」「香美市未熟児養育事業実施要項」に基づき、対象者に医療給付事務等を行う。特定個人情報は次の事務に使用している。 ①資格認定事務 ②給付事務	事後	事務の概要の記載変更
令和5年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(養育医療) 番号法第9条第1項及び別表第一の第49項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 (福祉医療) 番号法第9条第2項 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	根拠条項の修正・追加
令和5年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14項 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則	(養育医療) 番号法第19条第8号別表第二の70項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 (福祉医療) 番号法第19条第9号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	根拠条項の修正・追加
令和7年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(養育医療) 番号法第9条第1項及び別表第一の第49項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 (福祉医療) 番号法第9条第2項 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	現時点までの修正
令和7年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(養育医療) 番号法第19条第8号別表第二の70項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 (福祉医療) 番号法第19条第9号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	番号法第19条第9号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	現時点までの修正
令和7年12月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	計測時点の更新
令和7年12月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	計測時点の更新
令和7年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月25日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底しており、郵送する際は宛先等に誤りがないか慎重に確認している。	事後	新様式に伴う項目の追加
令和7年12月25日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式に伴う項目の追加
令和7年12月25日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式に伴う項目の追加
令和7年12月25日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		アクセス可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって最小限に限定していることから、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式に伴う項目の追加
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民保険課 ②市民保険課長	①福祉事務所 ②福祉事務所長	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	香美市総務課総務班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111	香美市総務課 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。
令和8年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	香美市市民保険課保険班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3126	香美市福祉事務所 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3117	事前	機構改革による修正であり、重要な変更には該当しない。